

児童福祉

児童福祉法は、昭和22年12月に「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」また、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」ことを児童福祉の理念として制定されました。

その理念に関する法改正が平成28年6月に行われ、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、愛されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」ことが明記されました。

令和元年6月には、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれ、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、令和2年4月から施行されました。

その後、令和4年の児童福祉法改正においては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う法改正がなされ、令和6年4月に施行されました。

一方で、令和5年4月には、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」することを目的とした「こども基本法」が施行され、こども政策の司令塔としてこども家庭庁が創設されました。

豊島区においては、令和5年2月には豊島区児童相談所を開設しました。「豊島区の子どもは豊島区が守る」という決意のもと、基礎自治体における児童相談所としての強みを最大限に活かし、関係機関との横の連携を通して、子育て家庭に対する出産前からの一貫した切れ目ない支援や、きめ細かな対応を行うとともに、児童虐待の防止に向けて全力で取り組んでいます。

豊島区では、子どもの視点からの施策を区政全体で推進するため、国に先駆けて、子どもの権利条約に基づき平成18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。また、令和2年3月には「子ども・若者総合計画」を策定、令和7年3月には同計画を改定し、少子化対策、児童虐待や貧困、多様な視点による施策の展開など、子ども・若者に係るあらゆる課題に包括的に対応しています。

1. 子ども・若者総合計画(子ども・子育て支援事業計画)……………	19
2. 子ども・子育て会議……………	19
3. 子どもの権利委員会……………	20
4. 子どもの権利擁護委員……………	20
5. ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室) ……	20
6. 児童福祉審議会……………	20
7. 児童相談所……………	21
8. 児童養護施設退所者等支援事業……………	22
9. 意見表明等支援事業……………	23
10. 子ども家庭支援センター……………	24
11. 児童発達支援センター……………	26
12. 子育てインフォメーション……………	28
13. 相談・指導……………	28
14. 乳幼児健全育成相談事業……………	29
15. マイほいくえん事業……………	29
16. 入院助産……………	30
17. 母子一体型ショートケア事業……………	30
18. 短期特例保育……………	30
19. 子どもショートステイ事業……………	30
20. ファミリー・サポート・センター事業……………	31
21. 育児支援ヘルパー事業……………	32
22. 子育て訪問相談事業……………	32
23. 巡回子育て発達相談事業……………	32
24. ゆりかご・としま事業(産婦対象分) ……	32
25. 子どもの医療費助成⑩・㊦・㊧……………	33
26. ひとり親家庭等医療費助成……………	33
27. 手当……………	34
28. 保育所……………	38
29. 小規模保育事業……………	45
30. 家庭的保育事業……………	45
31. 認証保育所……………	45
32. 認可外保育施設等利用者への施設等利用費……………	46
33. 私立幼稚園等園児保護者補助金……………	46
34. 特定教育・保育施設特定負担額補助金……………	47
35. 外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金…	48
36. 放課後対策事業(子どもスキップ) ……	49
37. 中高生センター(ジャンプ) ……	51

1. 子ども・若者総合計画（子ども・子育て支援事業計画） 子ども若者課

豊島区では、平成 17 年、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「豊島区子どもプラン」（計画期間平成 17～26 年度）、平成 22 年にはその後期 5 年間の見直しを行い「豊島区子どもプラン（後期計画）」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援関連 3 法が成立し、①乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②待機児童対策の推進、③地域の子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度にスタートしました。新制度では「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられており、5 年間の計画期間における保育や地域の子育て支援の見込み量及びその確保方策を定めることになりました。

そこで、平成 27 年 3 月の子どもプラン（後期計画）の改定に合わせて、子ども・子育て支援事業計画を包含する新たな子どもプランを策定しました。

さらに、子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定にあたり、2 つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性を含めるとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んだ子ども・若者に関する総合計画として、令和 2 年 3 月に「豊島区子ども・若者総合計画」（計画期間令和 2～6 年度）を策定しました。

国は、令和 4 年の「こども基本法」制定や「児童福祉法」及び「母子保健法」の改正等により、子ども等の意見の反映や、子ども・妊産婦・子育て世帯の相談機能一体化を義務付ける等、地方公共団体に対して対策の強化を求めています。

こうした動きを踏まえ、令和 7 年 3 月には、こども基本法に基づく区の子ども施策についての計画である「こども計画」や区としての社会的養育のあり方を整理した「社会的養育推進計画」を盛り込み、「豊島区子ども・若者総合計画」を改定しました。

（1）計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、「豊島区子どもの権利に関する条例」、「こども基本法」、「児童福祉法及び都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づく計画であるとともに、豊島区基本計画や、福祉、保健、医療、教育分野等の関連計画との整合を図ります。

（2）計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

2. 子ども・子育て会議 子ども若者課

子ども・子育て支援事業計画の策定及び進捗管理、保育施設の定員等について調査審議するため、子ども・子育て支援法の規定に基づく区長の附属機関として、平成 25 年 11 月に設置しました。

（3）基本理念

「子ども・若者とともにつくる 子どもの権利が保障され自分らしく成長できるまち豊島区」

（4）施策の体系

I 子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

- ① 子どもの権利に関する理解促進
- ② 子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援
- ③ 子どもの居場所・体験活動の充実
- ④ 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

II 妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

- ① 子どもや家庭への医療・健康支援
- ② 子育て家庭への支援

III 子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

- ① 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実
- ② 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備
- ③ 子どもに関わる人への支援

IV 若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

- ① 若者の自立支援
- ② 若者の社会参画支援

V 子ども・若者が 安心して 生きることができるまち

- ① 一人ひとりに寄り添った支援
- ② 相談体制の充実と情報発信

VI 区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支えともに成長できるまち

- ① 区民・地域・企業等との連携・協働
- ② 安全・安心な社会環境の整備
- ③ 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

（5）子ども・子育て支援事業計画の体系

計画事業は、以下の 4 つに大別

- ① 教育・保育給付
- ② 施設等利用給付
- ③ 妊婦のための支援給付
- ④ 地域子ども・子育て支援事業

（6）計画の推進に向けて

- ① 「豊島区子ども・若者アクションステップ」に基づく計画の推進
- ② 子ども・若者等の意見の反映
- ③ 計画の検証
- ④ 計画の広報
- ⑤ 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

区の子ども・子育て支援施策へ子育て当事者等の意見を反映するため、委員は、子どもの保護者や子育て支援事業者及び従事者、学識経験者等 12 名で構成しています。

3. 子どもの権利委員会 子ども若者課

豊島区子どもの権利に関する条例に基づく区長の附属機関として、平成30年3月に設置しました。委員は学識経験者、地域団体や公募区民、PTA等の10名で構成し、子

どもの権利保障の観点から施策の実施状況等について調査審議し、制度の改善策を提言します。

4. 子どもの権利擁護委員 子ども若者課

豊島区子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利侵害について迅速かつ適切に対応し、救済・回復を支援するため、区長の附属機関として平成22年1月に第三者機

関となる子どもの権利擁護委員を設置しました。子どもの権利に関し優れた識見を有する者3名に委嘱しています。

5. ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室） 子ども若者課

子どもの権利を保障するため、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設しました。相談室は、第三者機関となる子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員から構成され、相談員が子どもからの声やSOSを受け、権利侵害にか

かる相談を子どもの権利擁護委員につなげていきます。また、権利侵害にかかる適切な相談につなげていくため、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について正しく理解できるよう、子どもの権利の普及・啓発を図ります。

施設概要

場所	千登世橋教育文化センター1階（豊島区雑司が谷3-1-7）
開設時間	火曜日から金曜日の午前10時から午後5時45分（祝日、年末年始は除く）
相談方法	対面、電話、メール、手紙、FAX
対象	区内在住、在学、在勤の概ね18歳未満の子ども ※子どもの権利侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も可

〈相談対応状況〉（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

① 相談件数 39件

② 年齢別

[単位：件]

	未就学児	小学生	中学生	高校生等	計
令和6年度	2	15	11	11	39

③ 相談内容（複数に該当する場合あり）

[単位：件]

	家族問題	いじめ	虐待	行政対応	学校対応	友人関係	その他
令和6年度	7	4	2	2	13	9	11

6. 児童福祉審議会 子ども若者課

豊島区児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第8条第3項に基づく区長の附属機関として令和5年2月に設置しました。里親の認定に関する事項、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項、認定こども園法に規定する意

見の徴取に関する事項等を調査審議し、区長に意見を述べるため、学識経験者等20名で構成しています。

本委員会の他に専門的事項を調査審議するため4つの部会を設置しています。

7. 児童相談所

児童相談課

(1) 児童相談所の概要

児童相談所は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように、子どもと家族へ相談援助を行い、ともに考え問題を解決していく専門の相談機関です。

豊島区児童相談所の設置にあたっては、子育て支援部門と母子保健部門との密接な連携を図るため、児童相談所と

長崎健康相談所との複合施設として整備しました。

また、「子どもを守る最後の砦」として、子ども家庭支援センター及び保健所との三機関連携を構築し、子育て家庭に対する出産前からの一貫した切れ目ない支援により、虐待や養育困難家庭等への迅速かつ的確な対応を行います。

(施設の概要)

名 称	豊島区児童相談所
所 在 地	豊島区長崎3丁目6番24号
開 設 年 月 日	令和5年2月1日
相 談 時 間	午前9時から午後5時まで
閉 庁 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
電 話	03-6758-7910 ※緊急の場合 189（児童相談所虐待対応ダイヤル。24時間365日対応。）

(相談の種類)

相 談 区 分		内 容
養 護 相 談	虐待相談	養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等） 迷子等に関する相談
	養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等） 迷子等に関する相談	
保 健 相 談	一般的健康管理に関する相談（乳児、虚弱児、疾病等に関すること等）	
障 害 相 談	知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、肢体不自由相談、重症心身障害相談等の障害に関する相談	
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不 登 校 相 談	学校、幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性 格 行 動 相 談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れに関する相談
	適 性 相 談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
そ の 他 の 相 談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里 親 に 関 する 相 談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談

(2) 相談・通告の状況

①相談・通告受理件数：1,095件

②種類別・年齢区分別受理件数

[単位：件]

相談種別 年度	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	保健相談 その他	計
	虐待相談	その他相談					
令和6年度	647	215	100	27	62	44	1,095

③虐待相談対応状況

[単位：件]

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
令和6年度	187	7	360	108	662

(3) 一時保護の状況

①年齢区分別一時保護児童数

[単位：人]

	一時保護児童数				
		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上
令和 6 年度	167	37	57	45	28

②相談種類別一時保護児童数

[単位：人]

相談種別 年度	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	保健相談 その他	計
	虐待相談	その他相談					
令和 6 年度	90	34	0	10	27	6	167

8. 児童養護施設退所者等支援事業

子育て支援課

(1) 豊島区児童養護施設退所者等支援事業の概要

児童養護施設や里親の元から自立する若者を支援するため、お祝い金や給付型奨学金を支給する「経済的支援」及び施設等に入所中から関係構築を図るなどの「相談支援」を行っています。令和 4 年度の児童福祉法の改正により新

設された、児童相談所設置市として実施する「社会的養護自立支援拠点事業」に係る相談事業・イベント実施等は事業者へ委託しています。社会的自立を支援することで、高い中退率・離職率、経済的な困難・不安の解消を図ります。

(2) 経済的支援

[事業開始：令和 6 年 1 月]

「とし子ども若者応援基金」を活用して、区独自の「お祝い金」と「給付型奨学金」の支援を実施しています。

〈対 象〉児童養護施設・里親等のもとで暮らす児童のうち、就職や進学により自立する児童

〈支 給 額〉

お祝い金：10 万円（自立時に 1 度限り）※

給付型奨学金：支給対象となる経費の実費額（ただし、年間上限 50 万円、最大 4 年間）

※令和 6 年度までは「支度金」として実費額（ただし、自立時に 1 度限り上限 20 万円）

【支給状況（各年度 年度末現在）】 ※令和 6 年度までは「支度金」

区分 年度	お祝い金※		給付型奨学金	
	支給金額 円	支給人数 人	支給金額 円	支給人数 人
5	655,908	4	35,160	1
6	460,000	3	409,690	3

(3) 相談支援

[事業開始：令和 6 年 4 月]

自立前後の不安や孤立を防ぐため、自立前から自立後までの切れ目のない伴走型支援を実施しています。

〈対 象〉豊島区の措置により児童養護施設・里親等のもとで暮らす児童（退所者を含む）。虐待を受けた経験

などがありながら、これまで公的支援につながらなかった若者。

〈支援内容〉

- ・支援コーディネーターによる支援計画の策定
- ・自立前後の生活相談などの個別支援（相談支援）
- ・イベント等による相互交流の場の提供

相談支援の実績

年 度	5	6
	人	人
個別支援	—	72
計画策定	—	45
相互交流	—	22
計	—	139

9. 意見表明等支援事業 子育て支援課

(1) 意見表明等支援事業の概要

令和4年改正児童福祉法に定められた子どもの権利擁護に関して、豊島区児童相談所が関わる子どもの意見・意

向の表明の仕組みの整備による子どもの最善の利益の実現を目的としています。

(2) 事業内容

〔事業開始：令和5年10月〕

①児童相談所の措置等（一時保護、施設入所、里親委託等）の決定・解除・変更等のタイミングや、一時保護所・施設・里親のもとでの生活場面等において、意見表明支援員（児童福祉に関し知識又は経験を有する者）が、子どもの意見や意向を聞き、児童相談所その他関係機関との連絡調整等を行う。

②子ども本人による児童福祉審議会への申立て希望に対する調査や調整を、既存の「権利擁護調査員」（委嘱）が実施することで独立性と専門性を担保する。

〈対 象〉

- (1) 区が措置等を行う全ての子ども
- (2) 区一時保護所に入所する全ての子ども

〈根拠法令〉

児童福祉法（第6条の3第17項、第11条第1項第2号リ）、児童虐待防止対策支援事業の実施について（H17.5.2 雇児発 0502001 号厚労省通知）

【活動状況（各年度 年度末現在）】 ※令和5年度は10月～

区分 年度	訪問回数	対象児童数 (延人数)	説明会・ワー クショップ	面談件数
5	6	40	6	5
6	45	481	11	39

【意見表明件数（各年度 年度末現在）】 ※令和5年度は10月～

区分 年度	児童の意見表明件数
5	6
6	14

10. 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター

(1) 子ども家庭支援センター事業

子ども家庭支援センターは、すべての子どもとその家族が、地域の中で健康で楽しく生き生き暮らしていけるような支援を、区と区民の協働により推進するための核となる場所として設置された施設です。

区内には、東部子ども家庭支援センターと西部子ども家庭支援センターの2か所の子ども家庭支援センターがあります。一時保育事業も実施しています。

(施設の概要)

名 称		東部子ども家庭支援センター	西部子ども家庭支援センター		
所 在 地		上池袋 2-35-22	千早 4-6-14		
電 話		5980-5275	5966-3131		
開 設 年 月 日		平成 13 年 12 月 8 日	平成 13 年 11 月 17 日		
利 用 時 間	曜 日		月曜～金曜	土曜	日曜
	区 分				
	相 談		午前 9 時～午後 6 時	午前 9 時～午後 5 時	休み
	親子遊び広場		午前 10 時～午後 5 時		
	一 時 保 育		午前 9 時～午後 5 時	休み	
	発達支援事業室（西部のみ）		午前 9 時～午後 5 時	休み	
	多目的室・ミーティングルーム		午前 9 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 5 時	
休 館 日		国民の休日 年末年始			

(事業の内容)

名称	内容	利用対象者	利用料
相 談 事 業	子どもとその家族に関するあらゆる相談に対応し、関係機関と連携しながら解決を図る	0 歳～18 歳未満の子ども その保護者	
親子遊び広場事業	親子で気軽に立ち寄り、遊びながら情報交換や子育てに関する相談を行う	0 歳～就学前の子ども その保護者	
一 時 保 育 事 業	P25 (2) 一時保育事業を参照	10 か月～就学前の子ども	1 時間 500 円
地域組織化活動事業	子育て・子育てを地域で支えあう活動や仲間作りを支援する	子育て支援事業に関わる者	
子どもの養育に関する相談	児童虐待の予防・対応に関係機関と連携しながらすすめる	妊婦と 0～18 歳未満の子ども	

(センター利用状況)

(単位：人)

年度	センター	総 利 用 者 数						東西合計
		相 談	広 場	一時保育	発 達	地域組織化	合 計	
2	東部	3,676	17,882	1,436		2,552	25,546	37,016
	西部	3,134	6,110	1,260		966	11,470	
3	東部	4,540	19,119	1,766		2,448	27,873	41,448
	西部	3,417	7,365	1,503		1,290	13,575	
4	東部	4,670	17,409	2,203		2,682	26,964	43,428
	西部	4,012	9,127	1,776		1,549	16,464	
5	東部	5,591	17,583	2,597		3,236	29,007	45,400
	西部	3,507	9,316	1,944		1,626	16,393	
6	東部	5,706	14,737	2,447		2,748	25,638	41,294
	西部	3,246	9,282	1,652		1,476	15,656	

(親子遊び広場)

(単位：人)

年度	センター	広場利用者数内訳			合計	東西合計
		0～6歳	その他の子ども	付添い		
2	東部	9,070	45	8,767	17,882	23,992
	西部	3,178	17	2,915	6,110	
3	東部	9,531	41	9,547	19,119	26,484
	西部	3,740	39	3,586	7,365	
4	東部	8,845	64	8,500	17,409	26,536
	西部	4,609	22	4,496	9,127	
5	東部	8,779	118	8,686	17,583	26,899
	西部	4,759	26	4,531	9,316	
6	東部	7,340	22	7,375	14,737	24,019
	西部	4,819	22	4,441	9,282	

(相談事業)

(単位：人)

年度	センター	相談形態						総利用者数				東西合計
		広場相談	面接相談 (内ゆりかご・としま)	電話	訪問	その他	計	保護者から	子どもから	その他から	計	
2	東部	535	385(277件)	645	2,029	82	3,676	3,386	2	288	3,676	6,813
	西部	830	382(274件)	244	1,679	2	3,137	2,844	1	292	3,137	
3	東部	1,082	534(385件)	598	2,243	83	4,540	4,108	2	430	4,540	7,957
	西部	1,164	402(303件)	105	1,720	26	3,417	2,953	2	462	3,417	
4	東部	1,645	444(364件)	603	1,836	142	4,670	4,291	7	372	4,670	8,682
	西部	1,344	443(295件)	114	2,098	13	4,012	3,406	0	606	4,012	
5	東部	1,924	433(294件)	869	2,278	87	5,591	5,180	4	407	5,591	9,098
	西部	1,245	341(242件)	79	1,813	29	3,507	2,841	0	666	3,507	
6	東部	2,463	398(250件)	791	1,971	83	5,706	5,227	1	478	5,706	8,952
	西部	1,164	313(221件)	113	1,642	14	3,246	2,555	1	690	3,246	

(相談内容内訳)

(単位：人)

年度	センター	相 談 内 容 内 訳											計	東西合 計
		子どもの発達等			育児・養育等				子育て環境		その他			
		健 康	基本的 生活習慣	発達・発達	しつけ	非行	養育不安	虐待	家庭生活環境	経済・就労	問合わせ	その他		
2	東部	544	552	274	57	3	462	27	625	13	367	752	3,676	6,813
	西部	132	606	283	62	0	103	0	1,147	3	235	566	3,137	
3	東部	916	479	400	97	1	562	17	638	8	585	837	4,540	7,957
	西部	253	418	355	67	0	123	0	1,344	0	293	564	3,417	
4	東部	1,558	452	336	90	2	153	24	533	0	703	819	4,670	8,682
	西部	387	354	406	23	0	193	0	1,478	3	496	672	4,012	
5	東部	2,381	455	317	57	0	195	11	676	0	1,061	438	5,591	9,098
	西部	589	199	421	17	0	87	0	1,188	1	625	380	3,507	
6	東部	2,927	393	223	55	4	116	19	482	3	1,105	379	5,706	8,952
	西部	594	327	279	10	0	75	0	1,201	1	541	218	3,246	

(2) 一時保育事業

〔事業開始：平成 10 年 8 月〕

保護者が通院、PTA、仕事、リフレッシュ、その他の理由で、家庭での保育が一時的に困難になるとき、乳幼児を時間単位で預かり、保育します。平成 18 年 4 月より、区外の方は利用できなくなりました。

〈保育対象児童〉満 10 か月～就学前の児童

〈保育時間〉月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
(祝日・年末年始を除く。)

〈保育料〉1 時間：500 円

【利用状況】

(単位：人)

年度	センター	児童数	合計	利用時間		保育児童年齢					利用理由						
				3 時間まで	3 時間超	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4/5 歳	仕事	通院	通学	PTA	諸手続き	看護	その他
2	東部	1,436	2,696	410	1,026	167	684	384	130	71	293	213	92	9	149	3	677
	西部	1,260		338	922	102	446	375	174	163	294	149	11	6	102	12	686
3	東部	1,766	3,269	516	1,250	178	794	466	255	73	292	206	25	11	123	2	1,107
	西部	1,503		384	1,119	150	820	258	162	113	479	160	14	5	71	1	773
4	東部	2,203	3,979	475	1,728	268	1,073	556	176	130	360	44	313	17	163	3	1,303
	西部	1,776		307	1,469	108	854	440	194	180	483	193	17	22	86	8	967
5	東部	2,597	4,541	584	2,013	197	1,444	573	301	82	451	230	9	30	131	1	1,745
	西部	1,944		451	1,493	97	1,016	436	268	127	302	212	11	29	157	18	1,215
6	東部	2,447	4,099	449	1,998	217	1,153	733	234	110	487	189	1	6	127	0	1,637
	西部	1,652		372	1,280	134	698	634	90	96	347	116	0	19	96	20	1,054

11. 児童発達支援センター 子ども家庭支援センター

(1) 児童発達支援センター事業

発達が心配な乳幼児の保護者からの、発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関への連絡、紹介等を行います。

〔事業開始：昭和 57 年 4 月に心身障害者福祉センターに
(施設の概要)〕

において事業開始、平成 13 年 10 月までは心身障害者福祉センターの幼児訓練事業、同年 11 月以降は西部子ども家庭支援センターに移管。令和 6 年 4 月児童発達支援センター開設〕

名称	児童発達支援センター
所在地	千早 4-6-14
電話	03-6777-0370
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日
利用時間	月曜～金曜
	午前 9 時～午後 5 時
休館日	国民の休日 年末年始

【相談事業内容】

区分	内容	実施日
発達相談	発達、養育に関わる問題についての相談	予約制
専門相談	小児科	心身に障害のある幼児の医療、養育に関する相談 不定期 月 1 回
	小児精神科	知的発達障害、情緒障害、自閉的傾向のある幼児の養育上の悩みなど相談 不定期 月 2 回
	言語指導	言葉の遅れ、構音障害などの相談 不定期 週 4 回
	理学療法	身体に障害を持つ乳幼児の身体機能の訓練等に関する相談 不定期 月 6 回
	作業療法	

＜計画相談＞（障害児相談支援）

障害児通所支援を申請し、サービス等利用計画の作成が必要と認められる場合、利用計画の作成や見直し（モニタリング）を行います。子どもの自立した生活を支え、子

もの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

※平成 27 年度試行、平成 28 年度より本格実施

年度	発達相談内訳								発達相談	専門相談	計画相談	合計	月平均
	養育方針	発達把握	医療・健康	訓練	教育・保育	家庭生活	見学	その他					
2	555	904	5	0	3	16	74	39	1,596	2,529	431	4,556	380
3	469	1,218	19	0	3	2	154	42	1,907	2,839	302	5,048	421
4	345	976	27	0	12	9	83	5	1,457	2,945	277	4,679	390
5	597	1,125	19	1	56	21	117	1	1,937	4,852	221	7,010	584
6	678	1,288	0	0	53	3	77	0	2,099	4,605	181	6,885	574

＜通園指導事業＞

ア 親子通所指導（ひよこグループ・うさぎグループ）

日常生活の中で、子どもの持っている能力が十分に発揮されるよう指導、援助を行うとともに、家族及び母親が抱えている様々な状況を理解、受容しながら信頼関係を築

き、母親が安定した気持ちで子育てができるように援助を行います。

【 在籍、入退所、出席状況（各年度 年度末現在） 】

区分 年度	入所児童数 [※]	年度途中の 退所児童数	年度途中で毎日 通所指導に移行 した児童数	その他（他グル ープへの移行）	年度末現在在籍児 童数（年度末退 所・移行児童数）	開所日数	延出席 児童数	出席率
	人	人	人	人	人	日	人	%
2	18	1	1	1	12(7)	198	684	87
3	17	0	2	0	5(12)	232	730	78
4	12	0	2	0	8(5)	245	650	75
5	14	0	3	0	11(3)	205	523	63
6	5	2	1	0	2(2)	146	308	70

※ 前年度からの在籍児童数と新規入所児童数を含む

イ 毎日通所指導（ぞうグループ）

子ども一人ひとりの個性を尊重し、情緒の安定を図りながら、小集団の生活の中で、初歩の表現力、社会性、自立心を培えるように指導、援助を行います。

（昭和 62 年千川こどもの家から心身障害者福祉センター幼児訓練事業に統合。平成 13 年 11 月、西部子ども家庭支援センター発達支援事業に移管。令和 6 年 4 月児童発達支援センター開設。）

【 在籍、入退所、出席状況（各年度 年度末現在） 】

区分 年度	入所児童数 [※]	年度途中の 退所児童数	年度末現在在籍児 童数（年度末退所・移 行児童数）	開所日数	延出席児童数	出席率
	人	人	人	日	人	%
2	7	0	7(7)	159	868	84.0
3	5	0	3(2)	189	728	92.0
4	6	2	4(2)	188	501	80.0
5	7	0	7(4)	191	666	74.0
6	5	0	5(4)	183	622	74.0

※ 前年度からの在籍児童数と親子グループからの移行児童数を含む

【 退所・移行児童の進路（令和 6 年度） 】

令和 7 年 4 月 1 日現在

普通学級	特別支援学級	特別支援学校	保育園	幼稚園	療育施設	転出	その他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人
0	0	2	0	2	0	1	1	6

ウ 個別指導（パンダグループ）

〔事業開始：昭和 57 年 4 月〕

幼稚園、保育園に通っている心身の発達に何らかの問題や障害を持っている子ども（0 歳～就学前）及びグループ通所児とその家族を対象に、障害や、発達の遅れから生じる

日常生活上の問題を軽減するために、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士による個別の指導、援助を行います。

【 個別指導実施状況 】 (令和 6 年度延人数)

	理学療法指導 人	作業療法指導 人	言語指導 人	発達指導（心理） 人	合 計 人
親 子 通 所	10	13	16	31	70
毎 日 通 所	39	29	28	21	117
個 別 指 導	101	788	884	167	1,940
支 援 グ ル ー プ	0	54	31	24	109
入 所 児 童 数	150	884	959	243	2,236

【 指導児障害別内訳 】 (令和 6 年度末現在)

	運動障害 人	発達遅滞 人	重複障害 人	言語障害 人	その他 人	合計 人
単 独 通 所	0	5	0	0	0	5
親 子 通 所	0	2	0	0	0	2
個 別 指 導	0	221	0	0	0	221
支 援 グ ル ー プ	0	9	0	0	0	9
合 計	0	237	0	0	0	237

エ 在園児フォローグループ

（ラッコ・コアラグループ）

親子で参加し、親子遊びを楽しみながら子どもの気持ちや発達の状況を理解できるよう援助します。また、学習会や懇談会を実施し、子育てや就学等の悩みについて話し合い、今後への見通しが持てるよう、一緒に考えていきます。平成 29 年度末で〈ラッコグループ〉は終了しました。

年 度	延日数（単位：日）		延出席児童数（単位：日）	
	コアラ	ラッコ	コアラ	ラッコ
2	26		146	
3	28		129	
4	32		127	
5	36		94	
6	33	14	124	40

12. 子育てインフォメーション 子育て支援課

〔事業開始：平成 27 年 5 月〕

子育てナビゲーターが、妊娠・出産期から子育て期間全般にわたる幅広い相談を受け、情報提供や適切な窓口を案内するほか、必要に応じて関係機関に連携しています。

年 度	2	3	4	5	6
受付件数 (うち電話等)	3,414 (267)	3,422 (302)	3,460 (346)	4,373 (428)	4,043 (749)
来庁者数	4,943	4,877	5,161	6,529	5,625

13. 相談・指導 子ども家庭支援センター

平成 16 年 4 月より、東部子ども家庭支援センターは、子どもの権利擁護、区の「虐待に関する通告相談の窓口」として、東京都児童相談センターとの連携のもとに、関係機関との連絡調整を行い、継続的に支援してまいりました。

令和 5 年 2 月に豊島区児童相談所が開設し、子ども家庭支援センターとの両輪で豊島区の子どもたちを守る仕組み

ができました。

子ども家庭支援センターは、親子に寄り添う伴走型支援と要保護児童対策地域協議会の調整機関として、子どもたちに関わる関係機関、民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、支援をしていきます

【豊島区要保護児童等相談 相談・通告受理件数】

年度	2	3	4	5	6
件数	995	1,174	1,264	1,245	1,076

2. 相談・通告経路

区分 年度	近 隣	子ども家庭 支援センター ・子育て 支 援 課	民 生 ・ 児童委員	保健所	保育園	児童館 スキップ	小学校	中学校	医 療	警 察	児 童 相 談 所	そ の 他	合 計
2	39	237	11	51	69	20	83	32	40	24	200	189	995
3	50	345	22	54	60	29	127	29	22	11	221	204	1,174
4	30	421	23	74	84	24	120	28	28	13	216	203	1,264
5	31	377	30	120	94	24	103	21	19	6	172	248	1,245
6	22	330	21	130	63	12	62	33	29	0	154	220	1,076

3. 対象児の年齢

(単位：件)

区分	0-3歳	3-6歳	小学生	中学生	高校生	その他	合計
2	228	213	345	109	47	53	995
3	278	256	415	121	45	59	1,174
4	302	244	415	148	73	82	1,264
5	304	283	403	119	66	70	1,245
6	241	227	344	132	56	76	1,076

4. 相談・通告の種別

(単位：件)

区分	初め	身体的	心理的	性的	その他	合計
2	168	279	355	5	188	995
3	181	379	371	8	235	1,174
4	176	365	386	7	330	1,264
5	171	310	360	3	401	1,245
6	131	252	300	0	393	1,076

14. 乳幼児健全育成相談事業

保育課

(1) 育児相談事業

平成6年4月から、区立保育園で育児相談事業を始めました。この事業は、乳幼児の健やかな育成を目的として、育児に関する悩みについて保育園で相談に応じるものです。食事の問題、言葉の問題、健康問題、育児方針など育児全般にわたって相談に応じています。

◇相談件数

年 度	区立 (件)
2	554
3	618
4	712
5	304
6	195

(2) ふれあい体験保育事業

平成7年5月から、区立保育園でふれあい体験保育事業を始めました。この事業は、子どもと保護者が一緒に保育園に来園し、子どもは、大勢の園児と一緒に過ごし保育を体験します。保護者は、子どもたちの遊ぶ姿や保育の様子を見たり、育児の悩みなどを相談できます。希望により給食が食べられます。

◇参加者・給食提供人数

年 度	参加者・区立(人)	給食提供(人)
2	4	0
3	6	0
4	8	1
5	19	2
6	33	9

15. マイほいくえん事業

保育課

〔事業開始：令和元年10月〕

区立保育園と認可私立保育園、地域型保育事業所のうち当該事業を実施している園を身近な子育て拠点「マイほいくえん」(登録制)と位置づけ、妊娠中の方やそのパートナー、在宅育児中の家庭を対象に遊びの紹介、育児相談等を行います。

◇登録者数

年 度	登録者数 (人)
2	169
3	164
4	219
5	309
6	295

16. 入院助産 子育て支援課

入院して出産する必要があるにもかかわらず、費用の支払いが困難な妊産婦に対し、出産費用を助成します。助成を受けられるのは、住民税が非課税の世帯です（ただし、住民税が19,000円以下で、健康保険法等の出産育児一時金が48万8千円未満の世帯は助成を受けられます。）

①出産前に申請すること、②指定された助産施設・病院で出産すること、などの条件があります。また、一部自己負担金があります。

【豊島区内の指定助産施設】

東京都立大塚病院、 豊島区南大塚 2-8-1

TEL：3941-3211 （単位：件）

入院助産取扱件数

年度	都立病院	その他の病院	計
2	2	3	5
3	3	1	4
4	3	1	4
5	(注) 0	7	7
6	(注) 0	8	8

(注) 令和4年7月より都立病院は地方独立行政法人化

17. 母子一体型ショートケア事業 子育て支援課

〔事業開始：平成29年4月〕

見守りが必要な母子等に対し一時的に母子生活支援施設において、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。

【実施状況】

年 度	2	3	4	5	6
利用延人数	5人	9人	8人	10人	17人
利用延日数	80日	121日	88日	153日	188日

18. 短期特例保育 保育課

〔事業開始：平成3年5月〕

保護者が病気や出産、看護などで、緊急に乳幼児の保育を必要とするとき、認可保育園の欠員を利用して、一時的に昼間保育します。

区立保育園 18園

（公設民営保育園2園を含む）

私立保育園 74園

（保育園数については、令和7年4月1日現在）

保育園一覧表

38～41ページ参照

【児童受託状況】

年度	出 産		病 気		看 護		そ の 他		合 計	
	受託児数	日数	受託児数	日数	受託児数	日数	受託児数	日数	受託児数	日数
2	2人	28日	10人	170日	0人	0日	1人	16日	13人	214日
3	9人	99日	15人	240日	0人	0日	1人	7日	25人	346日
4	5人	68日	5人	111日	1人	12日	1人	4日	12人	195日
5	10人	148日	4人	66日	2人	49日	2人	8日	18人	271日
6	3人	51日	1人	16日	1人	13日	0人	0日	5人	80日

19. 子どもショートステイ事業 子ども家庭支援センター

〔事業開始：平成17年4月〕

保護者が疾病等により児童の養育が困難であり、ほかに養育する方がいない場合、児童養護施設や一般協力家庭宅で一時的に養育します。

平成30年度より対象施設を拡充し、要支援家庭を対象としたショートステイ及びトワイライトステイを実施しています。

〈対象児童〉 区内に居住する生後43日以上18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童

〈利用期間〉 年間12泊まで(1回の利用上限は6泊まで)

〈利 用 料〉 乳児院 1日につき2,500円

その他 1日につき3,000円

※減免制度あり

() は要支援家族を対象にしたショートステイ利用数

年 度	2	3	4	5	6
	件	件	件	件	件
利 用 件 数	118(80)	189(111)	364(176)	498(191)	247 (188)
利 用 泊 数	421(347)	433(340)	488(380)	587(359)	517 (370)

20. ファミリー・サポート・センター事業 子育て支援課

〔事業開始：平成10年12月〕

子育て中の家庭を支援するために「子育ての手助けをしてほしい方」（利用会員）と「子育ての手助けがしたい方」（援助会員）からなる相互援助組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中で子育てを援助します。

要件に応じて該当する世帯には利用料を全額または半額補助します。（申請が必要です。）

また、令和元年度から児童虐待に関わる研修受講を要件に、子育て援助活動に従事する援助会員を「としまチルミル」と位置付け、時間あたり200円の報酬の上乗せをすることで、援助会員の確保と援助活動の質の向上を図る取組みを開始しています。

(1) 会 員

- ① 利用会員：豊島区に居住し、生後43日から小学校修了までの子どもと同居している方（会員登録が必要です。）
- ② 援助会員：豊島区に居住する、20歳以上（登録時）の、心身ともに健康かつ子育てのお手伝いにご理解と意欲ある方
（事務局主催の養成講座受講修了者）

年度 会員	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人
利 用 会 員	1,673	1,383	1,174	1,160	1,163
援 助 会 員	173	178	197	198	191
両 方 会 員	2	3	2	2	2
計	1,848	1,564	1,373	1,360	1,356

(2) 援助内容

- ① 保育所・幼稚園の送迎をします。
- ② 保育所・幼稚園の登園前や降園後の預かりをします。
- ③ 学童の学校への送迎をします。
- ④ 学童の登校前や放課後の預かりをします。
- ⑤ 子どもの習い事の送迎等の援助を行います。
- ⑥ 保護者の用事や外出の時の預かりをします。
- ⑦ その他会員のためにセンターが必要と認めた援助を行います。

(3) 利用料（1時間当たり）

利 用 日	利 用 時 間	利 用 料
平日	7:00～19:00	児童一人当たり 800円
	上記以外	児童一人当たり 900円
土曜日・休日 年末・年始	終日	児童一人当たり 900円

※きょうだいで預ける場合は、2人目は半額

(4) 活動実績（下段は、ひとり親家庭助成申請件数）

年度	2	3	4	5	6
活動件数	6,375	9,368	10,896	11,964	10,773
申請件数	54	67	46	38	40

21. 育児支援ヘルパー事業 子ども家庭支援センター

〔事業開始：平成 18 年 4 月〕

産前産後おおむね 2 年の間、保護者の体調不良などで手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事の手伝いをします。利用に当たって、子ども家庭支援センターの職員が家庭を訪問し、相談を受け、申請手続きを行います。

保護者の負担額は 1 時間 900 円（減免制度あり）で、1 回の妊娠につき 70 時間（多児出産は 160 時間）まで利用できます。また、ひとり親家庭の場合は、小学校修了まで年間 70 時間、1 時間 900 円で利用できます。（減免制度あり）

年度	訪問相談件数 件	ヘルパー派遣回数 回	派遣総時間数 時間
2	436	3,042	7,561
3	544	4,932	12,911
4	673	3,536	8,997
5	740	3,874	10,217
6	702	4,520	12,002

22. 子育て訪問相談事業 子ども家庭支援センター

〔事業開始：平成 22 年 4 月〕

区内在住の妊産婦から就学前の子ども（18 歳未満まで可）を養育する家庭に、東西子ども家庭支援センターの訪問相談員が訪問して子育ての相談に応じます。

この事業は、様々な理由で子育て支援施設や支援事業の利用ができない家庭に、訪問相談員がお伺いし、子育て情報やサービスの提供、アドバイスをを行うものです。

さらに、令和 5 年度から子どもの 1 歳の誕生日にあわせてご家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き助言を行うとともに、家事・育児パッケージをプレゼントする「1 歳のバースデー訪問」を開始しました。

（単位：件）

年度	センター	新規訪問家庭数	継続訪問家庭数	計	合計
2	東部	990	1,039	2,029	3,707
	西部	804	874	1,678	
3	東部	905	1,338	2,243	3,960
	西部	751	966	1,717	
4	東部	938	898	1,836	3,932
	西部	783	1,313	2,096	
5	東部	965	1,313	2,278	4,091
	西部	672	1,141	1,813	
6	東部	641	1,330	1,971	3,613
	西部	629	1,013	1,642	

23. 巡回子育て発達相談事業 子ども家庭支援センター

〔事業開始：昭和 49 年〕

保育園、私立幼稚園、子どもスキップ等に従事する職員に対して保育内容や保護者への対応支援についての助言を行うと同時に、施設を利用する保護者からも子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。

年度	巡回訪問施設件数	巡回対象ケース人数
2	392	1,641
3	495	2,047
4	533	2,358
5	560	2,544
6	494	2,547

24. ゆりかご・としま事業（産婦対象分） 子育て支援課

〔事業開始：平成 27 年 7 月〕

妊婦及び産婦の全員面接を実施するとともに、育児パッケージ（10,000 円分）を妊娠期と出産後の 2 回に分けて支給することにより、妊娠中から出産・育児と切れ目ない支援を実施します。

面接後、支援を要する方については、保健所保健師と子ども家庭支援センター等が連携し、母子保健サービスをコーディネートする等の支援を行います。また、継続的な支援が必要な方には、支援プランを作成して就学前まで支援します。

※令和 6 年度末事業終了

【 育児パッケージ（誕生祝い品）支給状況（産婦対象分） 】

年度	支給件数 件
2	1,240
3	1,416
4	1,454
5	1,118
6	1,159

【面接の結果、要支援と判断した件数】

年度	子育てインフォメーション 件	東部子ども家庭支援センター 件	西部子ども家庭支援センター 件	合計 件
2	5	2	4	11
3	1	11	8	20
4	5	1	6	12
5	3	6	1	10
6	9	2	11	22

25. 子どもの医療費助成 ㊦・㊧・㊨ 子育て支援課

〔事業開始：平成5年4月〕

18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童が医療機関を受診した際、保険診療の自己負担分を助成する制度です。保護者の所得制限はありません。

対象となるのは、

- ア. 区内に住所を有する児童。
- イ. 健康保険に加入している児童。

※次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- ・生活保護を受給している。（医療券を使用する場合）
- ・児童福祉施設に措置により入所している。
- ・小規模住宅型児童養育事業を行う者または里親に委託されている。

※対象年齢・助成内容は、下記のように段階的に拡充されました。

- ・平成18年9月30日まで
乳幼児の通院・入院・入院時食事負担金が助成対象。
- ・平成18年10月1日から
入院助成が小学校6年生まで拡大。
(入院時食事負担金を除く)
- ・平成19年4月1日から
通院助成が小学校6年生まで拡大。
- ・平成19年10月1日から
通院・入院助成が中学3年生まで拡大。
(入院時食事負担金を除く)
- ・令和5年4月1日から
通院・入院・入院時食事負担金の助成対象が高校生相当年齢まで拡大。

【医療費助成支給状況】

年度	対象者数 (単位：人)	医療助成費	
		件数 (単位：件)	金額 (単位：円)
2	27,365	357,574	790,395,132
3	27,468	409,356	938,399,427
4	27,664	430,832	978,984,351
5	32,037	566,531	1,296,562,910
6	32,290	583,474	1,340,287,818

26. ひとり親家庭等医療費助成 子育て支援課

〔事業開始：平成2年4月〕

母子・父子家庭等の方が医療機関を受診した際、保険診療の自己負担分の一部または全部を助成する制度です。

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害を有する児童は、20歳未満まで対象）を扶養している父もしくは母、または父母以外で児童を養育する方およびその児童が対象です。

1. 父母が離婚
2. 父または母が死亡
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に1年以上遺棄されている
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている

8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない

■所得制限

申請者および扶養義務者の所得制限があります。

■対象とならない場合

1. 国民健康保険または社会保険等に未加入
2. 生活保護を受給している（医療券を使用する場合）
3. 父または母が事実上の婚姻関係にある（障害の状態にある場合を除く）
4. 児童が小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている
5. 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設・保育園等を除く）に措置により入所している。

■助成内容

保健診療の自己負担分から受給者負担額を除いた金額を助成します。

申請者および扶養義務者の住民税の課税状況によって、受給者負担額が異なります。

1. 住民税を課税されている方がいる場合・・・医療費の1割負担

*食事療養標準負担額や生活療養標準負担額は自己負担です。

*個人の外来で18,000円、個人の入院で57,600円を超えた場合などは高額医療費として超えた金額を助成します。

*1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の外来の自己負担の上限は、144,000円となります。

*過去12ヶ月間に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降の上限額は44,400円となります。

2. 全員が住民税非課税の場合・・・医療費の自己負担なし

*食事療養標準負担額や生活療養標準負担額は自己負担です。

【所得限度額】

※社会保険料控除一律8万円を加算してあります。

(令和6年度)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人目から
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
本人	2,160	2,540	2,920	3,300	3,680	4,060	1人につき380,000円加算
配偶者・扶養義務者	2,440	2,820	3,200	3,580	3,960	4,340	1人につき380,000円加算

【医療費助成支給状況】

年度	対象者数			医療助成費	
	一部負担あり	一部負担なし	計	件数	金額
	人	人	人	件	円
2	742	646	1,388	19,916	50,439,118
3	661	673	1,334	20,924	53,831,997
4	656	654	1,310	20,512	53,799,593
5	663	659	1,322	19,915	52,991,455
6	619	649	1,268	18,741	48,221,195

※対象者数は、3月31日現在。子どもの医療費助成制度対象者を除く。

27. 手 当

子育て支援課

【各手当の支給金額・支給月、所得制限の有無、現況届の時期】

	支給金額／支給月	所得制限	現況届
児童手当	■0歳～3歳未満 (第1子・第2子): 15,000円 (第3子以降): 30,000円 ■3歳以上高校生相当年齢まで (第1子・第2子): 10,000円 (第3子以降): 30,000円 年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)	なし	6月
児童扶養手当	■児童が1人の場合: 46,690円～11,010円 ■児童2人目以降の加算額: 11,030円～5,520円 年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)	有 (扶養義務者含む)	8月
児童育成手当	■【育成手当】 児童1人につき: 13,500円 ■【障害手当】 児童1人につき: 15,500円 年3回(10月、2月、6月)	有	6月
特別児童扶養手当	■【1級】 児童1人につき: 56,800円 ■【2級】 児童1人につき: 37,830円 年3回(11月、4月、8月)	有 (扶養義務者含む)	8月

※扶養義務者とは

・申請者と同居の父、母、祖父母、子ども、孫などの直系親族および兄弟姉妹(住民票上の世帯の同別は問わない)

(1) 児童手当（国の制度：所得制限なし）

〔事業開始：平成 24 年 4 月〕

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として開始されました。

令和 6 年 10 月より、高校生相当年齢までの児童を養育している方が支給対象となり、手当額は対象の子ども一人につき月額、3 歳未満の第 1 子・第 2 子は 15,000 円、3 歳以上の第 1 子・第 2 子は 10,000 円、3 歳未満・3 歳以

上ともに第 3 子以降は 30,000 円です。

平成 24 年 6 月分から所得制限が設けられ、児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律 5,000 円を支給、令和 4 年 6 月分からは所得上限が設けられ、所得上限限度額以上の場合は支給対象外となりましたが、令和 6 年 10 月より、所得制限が撤廃されました。

原則として申請した月の翌月分から支給されます。なお、公務員は職場から支給されます。

【児童手当支給状況】

年 度	受 給 者 数 (2 月末現在)		児 童 手 当			特 例 給 付		
	受給者数(人)	児童数(人)	手 当 月 額 (4 月 1 日現在)	支 給 額 (2 月 末 現 在)		手 当 月 額 (4 月 1 日現在)	支 給 額 (2 月 末 現 在)	
				被用者	非被用者		被用者	非被用者
2	17,408	25,883	3 歳未満の児童 15,000 円	623,640,000 円	141,135,000 円	5,000 円	74,165,000 円	6,000,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 1 子・第 2 子 10,000 円	877,680,000 円	262,010,000 円		275,050,000 円	18,910,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 3 子以降 15,000 円	96,660,000 円	37,200,000 円		19,270,000 円	1,345,000 円
			中学生 10,000 円	218,790,000 円	93,820,000 円		90,015,000 円	6,280,000 円
3	17,316	25,811	3 歳未満の児童 15,000 円	590,235,000 円	117,870,000 円	5,000 円	73,830,000 円	4,210,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 1 子・第 2 子 10,000 円	893,860,000 円	232,920,000 円		286,230,000 円	18,440,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 3 子以降 15,000 円	100,875,000 円	31,845,000 円		20,240,000 円	1,290,000 円
			中学生 10,000 円	227,380,000 円	87,930,000 円		95,010,000 円	6,310,000 円
4	13,708	20,259	3 歳未満の児童 15,000 円	558,420,000 円	111,870,000 円	5,000 円	49,195,000 円	2,585,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 1 子・第 2 子 10,000 円	881,320,000 円	229,460,000 円		172,050,000 円	9,150,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 3 子以降 15,000 円	100,935,000 円	29,760,000 円		12,180,000 円	610,000 円
			中学生 10,000 円	230,280,000 円	88,740,000 円		55,635,000 円	3,090,000 円
5	12,973	19,169	3 歳未満の児童 15,000 円	523,770,000 円	108,375,000 円	5,000 円	36,625,000 円	1,595,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 1 子・第 2 子 10,000 円	850,210,000 円	230,110,000 円		111,500,000 円	4,395,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 3 子以降 15,000 円	97,170,000 円	30,945,000 円		7,120,000 円	295,000 円
			中学生 10,000 円	234,600,000 円	88,100,000 円		31,765,000 円	1,475,000 円
6	19,129	29,298	3 歳未満の児童 15,000 円	523,770,000 円	108,375,000 円	5,000 円	36,625,000 円	1,595,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 1 子・第 2 子 10,000 円	850,210,000 円	230,110,000 円		111,500,000 円	4,395,000 円
			3 歳以上小学校修了前の児童 第 3 子以降 15,000 円	97,170,000 円	30,945,000 円		7,120,000 円	295,000 円
			中学生 10,000 円	234,600,000 円	88,100,000 円		31,765,000 円	1,475,000 円
			3 歳未満(第 1・2 子) 15,000 円	229,935,000 円	34,050,000 円	3 歳未満(第 3 子) 30,000 円	37,830,000 円	7,470,000 円
			3 歳以上(第 1・2 子) 10,000 円	754,450,000 円	144,990,000 円	3 歳未満(第 3 子) 30,000 円	162,690,000 円	37,140,000 円

(2) 児童扶養手当（国の制度：所得制限あり）

〔事業開始：昭和 37 年 1 月〕

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの児童（中程度以上の障害を有する児童は、20 歳未満まで対象）を看護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、または父母以外で児童を養育する方に支給されます。

1. 父母が離婚している
2. 父または母が死亡している
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に 1 年以上遺棄されている

6. 父または母が裁判所から DV 保護命令を受けている
7. 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている。
8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない。

※時効…平成 15 年 4 月 1 日以前に支給要件に該当した方は申請できない場合があります。

※請求者または児童が公的年金受給中の場合、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額を受給できる場合があります。

【 所得限度額 】

（令和 6 年度）

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人目から
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
本 人	全 額 支 給	770	1,150	1,530	1,910	2,290	2,670	1 人につき 380,000 円 加算
	一 部 支 給	～ 2,160	～ 2,540	～ 2,920	～ 3,300	～ 3,680	～ 4,060	
配偶者・扶養義務者		2,440	2,820	3,200	3,580	3,960	4,340	

※社会保険料控除一律 8 万円を加算してあります。

【 児童扶養手当支給状況 】

年 度	受給者数 (12月31日現在)	手当月額（8 月 1 日現在）		手 当 額 改定年月	支 給 額	手当額の加算
		全額支給	一部支給			
	世帯	円	円		円	
2	1,092	43,160	10,180～43,150	R2 年 4 月	508,501,600	児童 2 人目の場合 全部支給 10,190 円加算 一部支給 5,100 円～10,180 円加算 3 人目から、児童 1 人につき 全部支給 6,110 円加算 一部支給 3,060 円～6,100 円加算
3	1,046	43,160	10,180～43,150	R2 年 4 月	489,309,510	児童 2 人目の場合 全部支給 10,190 円加算 一部支給 5,100 円～10,180 円加算 3 人目から、児童 1 人につき 全部支給 6,110 円加算 一部支給 3,060 円～6,100 円加算
4	989	43,070	10,160～43,060	R4 年 4 月	462,144,820	児童 2 人目の場合 全部支給 10,170 円加算 一部支給 5,090 円～10,160 円加算 3 人目から、児童 1 人につき 全部支給 6,100 円加算 一部支給 3,050 円～6,090 円加算
5	985	44,140	10,410～44,130	R5 年 4 月	462,639,350	児童 2 人目の場合 全部支給 10,420 円加算 一部支給 5,210 円～10,410 円加算 3 人目から、児童 1 人につき 全部支給 6,250 円加算 一部支給 3,130 円～6,240 円加算
6	940	45,500	10,740～45,490	R6 年 4 月	462,524,910	児童 2 人目から、児童 1 人につき 全部支給 10,750 円加算 一部支給 5,380 円～10,740 円加算

(3) 特別児童扶養手当（国の制度：所得制限あり）

〔事業開始：昭和 39 年 4 月〕

区内に住所があり、20 歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を監護している父もし

くは母、または父母以外で児童を養育する方（障害児と同居、監護、生計を維持していること）に支給されます。

【 所得限度額 】

（令和 6 年度）

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人目から
本 人	千円 4,676	千円 5,056	千円 5,436	千円 5,816	千円 6,196	千円 6,576	1 人につき 380,000 円加算
配偶者・扶養義務者	6,367	6,616	6,829	7,042	7,255	7,468	1 人につき 213,000 円加算

※社会保険料控除一律 8 万円を加算してあります

【 特別児童扶養手当支給状況 】

年 度	受 給 者 数 (12 月 31 日現在)	手当月額 (8 月 1 日現在)		手 当 額 改定年月
		1 級（重度障害児）	2 級（中度障害児）	
2	世帯 137	円 52,500	円 34,970	R2 年 4 月
3	131	52,500	34,970	R2 年 4 月
4	131	52,400	34,900	R4 年 4 月
5	125	53,700	35,760	R5 年 4 月
6	123	55,350	36,860	R6 年 4 月

(4) 児童育成手当（区の制度：所得制限あり）

〔事業開始：昭和 44 年 12 月〕

区内に住所があり、次の各手当の支給要件に該当する児

童を監護している父もしくは母、または父母以外で児童を養育する方に支給されます。

① 育成手当

次のいずれかの状態にある 18 歳に達した 3 月末までの児童

1. 父母が離婚している
2. 父または母が死亡している
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に 1 年以上遺棄されている
6. 父または母が裁判所から DV 保護命令を受けている
7. 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている。
8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない

② 障害手当

20 歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童

1. 知的障害で「愛の手帳」1・2・3 度程度の児童
2. 身体障害で「身体障害者手帳」1・2 級程度の児童
3. 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

【所得限度額】 ※社会保険料控除一律 8 万円を加算してあります。（令和 6 年度）

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人目から
所 得 限 度 額	千円 3,684	千円 4,064	千円 4,444	千円 4,824	千円 5,204	千円 5,584	1 人につき 380,000 円加算

【 児童育成手当支給状況 】

年 度	育 成 手 当			障 害 手 当			育 成 / 障 害			支給額合計
	児童数	手当月額	支給額	児童数	手当月額	支給額	児童数	手当月額	支給額	
	円	円	円	人	円	円	人	円	円	円
2	1,878	13,500	327,118,500	92	15,500	15,159,000	24	29,000	11,484,000	353,761,500
3	1,831	13,500	313,294,500	84	15,500	16,647,000	27	29,000	9,831,000	339,880,500
4	1,784	13,500	304,668,000	76	15,500	14,864,500	29	29,000	10,179,000	329,711,500
5	1,753	13,500	303,885,000	77	15,500	13,640,000	24	29,000	9,889,000	327,414,000
5	1,693	13,500	296,824,500	84	15,500	14,074,000	22	29,000	7,569,000	318,467,500

28. 保育所

保育課

保育所は、保護者が、就労・疾病などの理由により、日中乳幼児を家庭で保育できないとき、保護者にかわって保育を行う施設です。

近年、働く女性の増加、少子化・核家族化の進行などで保育所に対する需要や要望が多様化しています。

区では、豊島区基本計画、豊島区子ども・若者総合計画、子ども・子育て支援事業計画に基づいて保育サービスの充実に図り、産休・育休明け保育、延長保育、障害児保育等を実施し、多様化する保育需要に対応する施策を進めています。

園舎の改修・改築

以下の保育園では、施設・設備の老朽化により園舎の改修・改築工事を予定しております。

各園の工事内容、工事期間等（予定）

【 区立保育園 】

園 名	工 事 内 容	期 間	仮 園 舎 有 無	仮 園 舎 場 所
高南保育園	改築工事	令和 5～7 年度 (令和 7 年 5 月改築工事終了)	有	高南小学校校庭内 (高田 2-12-7)
巣鴨第一保育園	改築工事	未定(令和 8 年度以降)	有	旧保健福祉部分庁舎跡地 (巣鴨 4-22-17)

【 認可保育園一覧表 】

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分 区・私立別	保育所数	定 員					
		計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上
区 立	16	1,666	174	256	286	290	660
公 設 民 営	2	215	21	29	37	41	87
私 立	74	4,783	430	834	903	890	1,726
計	92	6,664	625	1,119	1,226	1,221	2,473

【認可保育園一覽表】

			名 称	所 在 地	電 話	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4,5 歳
区	1	(延-7)	駒 込 第 一 保 育 園	駒込 7-7-22	(3917)0644	108	△12	18	19	19	40
	2	(延-7)	巢 鴨 第 一 保 育 園	巢鴨 3-15-20	(3910)8900	106	△12	18	18	18	40
	3	(延-8)	西 巢 鴨 第 三 保 育 園	西巢鴨 1-2-14	(3940)2341	114	△12	18	18	18	48
	4	(延-7)	東 池 袋 第 二 保 育 園	東池袋 2-34-1	(3988)3570	101	△10	15	18	18	40
	5	(延-7)	西 池 袋 第 二 保 育 園	西池袋 4-22-18	(3957)7521	97	△ 8	15	17	17	40
	6	(延-7)	池 袋 第 一 保 育 園	上池袋 3-39-11	(3916)8568	111	△12	16	19	19	45
	7	(延-7)	池 袋 第 二 保 育 園	池袋本町 3-4-5	(3987)4648	101	△ 9	14	17	17	44
	8	(延-7)	池 袋 第 五 保 育 園	池袋 3-26-22	(3987)4653	113	△13	17	20	20	43
	9	(延-7)	高 南 保 育 園	高田 1-24-14	(3987)6845	106	△ 9	17	18	22	40
	10	(延-7)	目 白 第 一 保 育 園	目白 5-18-2	(3953)2293	101	△ 9	16	19	19	38
	11	(延-7)	目 白 第 二 保 育 園	目白 2-23-9	(3986)6261	102	△12	17	17	17	39
	12	(延-7)	南 長 崎 第 一 保 育 園	南長崎 5-23-7	(3952)6375	103	△11	14	18	18	42
	13	(延-7)	南 長 崎 第 二 保 育 園	南長崎 2-3-21	(3952)4761	96	△ 9	15	16	16	40
	14	(延-7)	長 崎 保 育 園	長崎 3-7-7	(3955)6171	104	△12	16	18	18	40
	15	(延-7)	要 町 保 育 園	要町 3-17-11	(3955)6141	102	△14	15	16	16	41
	16	(延-7)	高 松 第 二 保 育 園	高松 1-7-13	(3955)8421	101	△10	15	18	18	40
公 設 民 営	17	(延-8)	駒 込 第 三 保 育 園	駒込 2-2-3	(3915)8677	109	△ 9	15	19	21	45
	18	(延-8)	南 大 塚 保 育 園	南大塚 2-36-3	(3946)7688	106	△12	14	18	20	42
私	19	(延-7)	ミアヘルサ保育園ひびき駒込	駒込 1-28-16 本澤ビル 2F・3F	(6912)1407	20	△ 6	7	7	—	—
	20	(延-8)	コンビプラザ駒込ちどり保育園	駒込 3-3-19 ORCHID PLACE2F・3F	(6903)6531	70	△ 6	12	13	13	26
	21	(延-8)	さくらさくみらい 駒込	駒込 3-21-4	(5980)9379	60	△ 6	10	11	12	21
	22	(延-7)	キッズパートナー駒込	駒込 4-4-9	(5980)9130	60	△ 6	10	12	10	22
	23	(延-8)	駒込第二若草保育園	駒込 5-1-3	(3949)9152	100	△10	14	17	17	42
	24	(延-8)	太陽の子 巢鴨駅前保育園	巢鴨 1-14-8 中野ビル 2F・3F	(5981)7840	70	△ 6	10	12	12	30
	25	(延-7)	ういず巢鴨駅前第二保育園	巢鴨 1-26-4	(6902)1571	60	—	12	12	12	24
	26	(延-8)	ういず巢鴨駅前保育園	巢鴨 3-23-12	(5980)7085	60	△ 6	10	11	11	22
	27	(延-8)	西巢鴨さくらそう保育園	西巢鴨 1-1-13	(5907)5110	136	△12	24	24	24	52
	28	(延-7)	キッズガーデン西巢鴨	西巢鴨 1-15-12	(5944)5360	50	△ 6	7	10	10	17
	29	(延-7)	おはよう保育園 西巢鴨	西巢鴨 1-22-8	(6903)4560	60	△ 6	10	11	11	22
	30	(延-7)	西巢鴨・学びの保育園	西巢鴨 4-13-5 朝日シティパリオ西巢鴨 2F	(6903)7233	60	△ 6	10	12	12	20
	31	(延-7)	グローバルキッズ西巢鴨園	西巢鴨 4-20-4 ヴェルテラスすずき 1F	(3576)0666	20	△ 4	8	8	—	—
	32	(延-7)	おおつかほうゆう保育園	北大塚 1-21-13	(3576)2200	58	—	10	12	12	24
	33	(延-8)	アンソレイユ保育園	北大塚 3-12-12	(6903)7410	110	△ 9	18	18	21	44
	34	(延-8)	東進ポップキッズ大塚キャンパス	北大塚 3-31-3 スプリングヒルズ	(5974)2525	67	—	10	12	15	30
	35	(延-7)	若 草 保 育 園	南大塚 1-10-3	(3945)6372	150	□15	28	28	29	50
	36	(延-7)	大空と大地のなーさーい第一南大塚園	南大塚 2-26-15 南大塚ビル 2F	(6902)9891	66	△ 6	10	11	13	26
	37	(延-7)	大空と大地のなーさーい第二南大塚園	南大塚 2-26-15 南大塚ビル 3F	(6902)2871	60	△ 6	10	11	11	22
	38	(延-8)	キッズガーデン南大塚	南大塚 3-20-6 VORT 大塚 FT3F	(5927)8435	60	△ 6	10	11	11	22
	39	(延-8)	大塚りとるばんぷきんず	南大塚 3-33-1JR 大塚南口ビル 5F	(5928)0837	60	△ 6	9	10	11	24
	40	(延-7)	ニチイキッズかみいけぶくろ保育園	上池袋 2-35-15	(5961)0560	70	△ 6	10	14	14	26
	41	(延-7)	キッズガーデン上池袋	上池袋 4-29-9 3 階	(5972)1711	49	△ 6	9	9	10	15
	42	(延-8)	さくらさくみらい 上池袋	上池袋 4-47-9	(6903)7715	60	△ 6	10	10	12	22
	43	(延-7)	まちの保育園 東池袋	東池袋 2-6-2 ロイヤルアネックス 1F	(6915)2773	40	△ 6	8	6	9	11
	44	(延-8)	東 池 袋 第 一 保 育 園	東池袋 2-60-19	(3987)4621	100	△ 9	17	19	19	36
	45	(延-7)	AIAI NURSERY 第一東池袋	東池袋 3-22-17 東池袋セントラルプレイス 1F	(5927)9024	70	◇ 8	11	12	13	26
	46	(延-7)	AIAI NURSERY 第二東池袋	東池袋 4-11-01 グランドタワー東池袋 ステーションアリーナ	(6903)1984	50	—	10	10	10	20

			名 称	所 在 地	電 話	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4,5 歳
私	47	(延-7)	クオリスキッズ東池袋保育園	東池袋 4-34-9	(6709)1411	60	—	12	12	12	24
	48	(延-7)	グローバルキッズ東池袋園	南池袋 2-45-3 としまエコミュゼタウン 2F	(3983)2557	60	△ 6	10	11	11	22
	49	(延-10)	同 援 さ く ら 保 育 園	南池袋 3-7-8	(5957)7510	110	□12	18	20	20	40
	50	(延-7)	ミアヘルサ保育園ひびき池袋	南池袋 3-10-6	(5924)6525	50	△ 6	10	11	11	12
	51	(延-7)	ピオーネ雑司が谷保育園	南池袋 4-7-8	(3980)1161	40	△ 6	7	8	8	11
	52	(延-7)	ベネッセ 目白保育園	西池袋 2-6-20	(5956)1640	60	△ 6	10	11	11	22
	53	(延-8)	グローバルキッズ西池袋園	西池袋 2-19-5 ラクレージュ目白	(5956)0660	99	△ 5	13	23	20	38
	54	(延-8)	西池袋そらいろ保育園	西池袋 2-25-20	(3988)4210	105	□ 9	18	18	20	40
	55	(延-7)	いけぶくろこころ保育園	池袋 1-13-18 音ノ葉イマス池袋ビル 3F	(5904)9471	60	□ 6	12	10	12	20
	56	(延-8)	明日葉保育園池袋園	池袋 3-58-15	(3986)4006	100	△ 8	18	18	18	38
	57	(延-8)	わ く わ く 保 育 園	池袋 4-10-2	(6912)7091	30	—	6	6	6	12
	58	(延-8)	グローバルキッズ北池袋園	池袋本町 1-26-5	(3982)1188	62	△ 6	11	9	12	24
	59	(延-8)	太陽の子 池袋本町保育園	池袋本町 1-31-2	(5960)7600	20	△ 3	7	7	3	—
	60	(延-7)	み の り 保 育 園	池袋本町 3-29-9	(3983)2396	40	△ 6	8	8	8	10
	61	(延-8)	アスク池袋本町保育園	池袋本町 3-34-17	(5956)2311	60	△ 6	10	11	11	22
	62	(延-8)	め ぐ み 保 育 園	池袋本町 4-1-14	(5944)9791	90	□ 9	13	15	15	38
	63	(延-7)	雑 司 が 谷 保 育 園	雑司が谷 1-22-5	(5954)4770	98	△10	17	17	18	36
	64	(延-7)	雑司が谷すきっぷ保育園	雑司が谷 2-25-8	(5843)3970	60	△ 6	10	11	11	22
	65	(延-7)	グローバルキッズ雑司が谷園	雑司が谷 3-8-5	(5951)0088	66	△ 6	12	12	13	23
	66	(延-7)	ベネッセ雑司が谷保育園	雑司が谷 3-9-14 1・2 階	(5396)7331	50	—	10	10	10	20
	67	(延-7)	ミアヘルサ保育園ひびき高田	高田 1-11-16	(5843)3722	50	—	12	13	11	14
	68	(延-7)	目 白 ち と せ 保 育 園	高田 3-36-11	(6907)1680	50	△ 6	9	9	9	17
	69	(延-7)	目 白 ひ か り 保 育 園	目白 2-21-29	(3983)1188	60	□ 6	10	11	11	22
	70	(延-7)	グローバルキッズ椎名町園	目白 5-18-23	(6908)2391	50	△ 3	11	10	7	19
	71	(延-7)	おはよう保育園 椎名町	南長崎 2-3-7	(6908)0723	60	△ 6	10	11	11	22
	72	(延-7)	椎名町ひまわり保育園	南長崎 3-35-8	(3951)4009	60	□ 6	10	11	11	22
	73	(延-7)	にじいろ保育園落合南長崎	南長崎 4-18-4	(6908)0667	73	△ 6	10	12	15	30
	74	(延-8)	グローバルキッズ東長崎園	南長崎 4-44-4	(5983)0707	60	△ 6	10	12	10	22
	75	(延-8)	まなびの森保育園東長崎	南長崎 5-20-17	(3950)1121	70	△ 6	12	13	13	26
	76	(延-7)	N i c o t 東 長 崎	南長崎 5-33-7 3 階	(6908)2135	50	△ 6	8	9	9	18
	77	(延-7)	椎名町ちとせ保育園	長崎 1-1-14	(6905)8670	60	△ 9	10	10	10	21
	78	(延-7)	ミアヘルサ保育園ゆらりん椎名町	長崎 1-10-8 ネクストワン椎名町 1F	(6909)3577	60	△ 6	10	11	11	22
	79	(延-7)	アスク長崎一丁目保育園	長崎 1-19-14	(5917)4850	60	△ 6	10	11	11	22
	80	(延-7)	愛 の 家 保 育 園	長崎 4-11-3	(3957)2801	36	—	5	8	10	13
	81	(延-7)	長崎森のなかま保育園	長崎 5-7-2 2・3 階	(5926)6843	49	△ 3	8	8	10	20
	82	(延-7)	にじいろ保育園千早	千早 1-6-7	(5926)6341	60	△ 6	10	11	11	22
	83	(延-9)	し い の 実 保 育 園	千早 1-31-5	(3554)4103	110	□12	18	20	20	40
	84	(延-7)	千早子どもの家保育園	千早 3-37-14	(3955)7028	51	□ 7	8	9	12	15
	85	(延-7)	グローバルキッズ千早園	千早 3-45-11	(5926)6506	23	△ 3	10	10	—	—
立	86	(延-7)	インターナショナル う い ず 千 川 保 育 園	千早 3-40-1	(5926)8390	70	—	13	14	14	29
	87	(延-7)	AIAI NURSERY 要町	要町 1-8-11 2F	(5926)9001	70	◇ 6	12	13	13	26
	88	(延-8)	太陽の子 要町保育園	要町 1-9-1 彌栄ビル 1 3F	(6909)5433	56	△ 6	10	10	10	20
	89	(延-7)	キッズガーデン要町	要町 1-25-7	(5948)3991	73	△ 6	10	12	15	30
	90	(延-7)	アスクかなめ町保育園	要町 3-22-10 星野館ビル 1F	(5986)8021	30	△ 6	12	12	—	—
	91	(延-8)	せんかわみんなの家	要町 3-54-8	(3530)5735	110	△12	18	20	20	40
	92	(延-7)	S A K U R A 保育園千川	千川 2-30-2	(5926)7403	66	△ 6	12	12	12	24

(注) (延-7)は、午後7時15分までの延長保育実施園、(延-8)は、午後8時(区立保育所・公設民営)または午後8時15分まで(私立保育所)の延長保育実施園、(延-9)は、午後9時15分までの延長保育実施園、(延-10)は、午後10時15分までの延長保育実施園、障害児保育は全園で実施。0歳の欄に記載の□、△、○、◇印は、入所可能な0歳児の生後期間を示しています。

(□印→6週経過児、△印→8週経過児、○印→4か月経過児、◇印→3か月経過児)

【保育所徴収金額表（保育料月額）】

保育標準時間認定で一人目の場合の保育料

（令和元年 10 月～／月額）

各月初日に入所している児童の属する世帯の階層区分			徴収金月額（児童単位・単位：円）	
階層	定 義		3 歳児以上 の場合	3 歳児未満 の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）」		0 ^円	0 ^円
B	保育料算定区民税非課税の世帯		0	0
C 1	保育料算定区民税均等割のみの世帯		0	3,400
C 2	保育料算定区民税所得割額が 9,000 円未満である世帯		0	4,200
C 3	保育料算定区民税所得割額が 9,000 円以上 48,600 円未満である世帯		0	5,500
D 1	保育料算定区民税所得割額が 48,600 円以上 51,900 円未満である世帯		0	7,300
D 2	保育料算定区民税所得割額が 51,900 円以上 60,100 円未満である世帯		0	9,000
D 3	保育料算定区民税所得割額が 60,100 円以上 68,100 円未満である世帯		0	10,200
D 4	保育料算定区民税所得割額が 68,100 円以上 86,100 円未満である世帯		0	16,800
D 5	保育料算定区民税所得割額が 86,100 円以上 104,100 円未満である世帯		0	20,800
D 6	保育料算定区民税所得割額が 104,100 円以上 122,100 円未満である世帯		0	23,400
D 7	保育料算定区民税所得割額が 122,100 円以上 140,100 円未満である世帯		0	25,700
D 8	保育料算定区民税所得割額が 140,100 円以上 158,100 円未満である世帯		0	27,800
D 9	保育料算定区民税所得割額が 158,100 円以上 176,100 円未満である世帯		0	30,000
D 10	保育料算定区民税所得割額が 176,100 円以上 194,100 円未満である世帯		0	31,800
D 11	保育料算定区民税所得割額が 194,100 円以上 212,100 円未満である世帯		0	33,800
D 12	保育料算定区民税所得割額が 212,100 円以上 230,100 円未満である世帯		0	35,400
D 13	保育料算定区民税所得割額が 230,100 円以上 248,100 円未満である世帯		0	37,300
D 14	保育料算定区民税所得割額が 248,100 円以上 257,100 円未満である世帯		0	38,900
D 15	保育料算定区民税所得割額が 257,100 円以上 266,100 円未満である世帯		0	40,500
D 16	保育料算定区民税所得割額が 266,100 円以上 275,100 円未満である世帯		0	42,000
D 17	保育料算定区民税所得割額が 275,100 円以上 284,100 円未満である世帯		0	43,600
D 18	保育料算定区民税所得割額が 284,100 円以上 329,100 円未満である世帯		0	47,300
D 19	保育料算定区民税所得割額が 329,100 円以上 374,100 円未満である世帯		0	53,300
D 20	保育料算定区民税所得割額が 374,100 円以上 419,100 円未満である世帯		0	58,500
D 21	保育料算定区民税所得割額が 419,100 円以上 529,000 円未満である世帯		0	62,700
D 22	保育料算定区民税所得割額が 529,000 円以上 693,600 円未満である世帯		0	62,800
D 23	保育料算定区民税所得割額が 693,000 円以上 1,056,600 円未満である世帯		0	62,900
D 24	保育料算定区民税所得割額が 1,056,600 円以上である世帯		0	63,000

※令和 7 年 4 月から令和 7 年 8 月までは、令和 5 年度分特別区民税所得割額及び均等割額を適用し、令和 7 年 9 月から令和 8 年 8 月までは、令和 7 年度分特別区民税所得割額及び均等割額を適用します。

※多子世帯の場合、第 2 子以降は無料となります。

※保育料の年齢は、令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢となります。

※令和 7 年 9 月より認可保育施設に在籍しているお子さまの保育料は無償となりました。
無償となるのは基本保育料のみです。延長保育の利用料等は無償化の対象外となります。

〔延長保育料〕

- ・区立延長保育料（平成 14 年改定）

月額 4,000 円 日額 400 円（月額・日額共に A・B 階層は免除となります）

※1 日単位（スポット）利用は平成 13 年 4 月より開始。

- ・私立延長保育料

自主事業により各保育園が定める金額となります。

【保育所徴収金額表（保育料月額）】

保育短時間認定で一人目の場合の保育料

（令和元年 10 月～／月額）

各月初日に入所している児童の属する世帯の階層区分				徴収金月額（児童単位・単位：円）	
階層	定 義			3 歳児以上 の場合	3 歳児未満 の場合
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。))		円 0	円 0
B		保育料算定区民税非課税の世帯			
C 1		保育料算定区民税均等割のみの世帯		0	3,300
C 2		保育料算定区民税所得割額が 9,000 円未満である世帯		0	4,100
C 3		保育料算定区民税所得割額が 9,000 円以上 48,600 円未満である世帯		0	5,400
D 1		保育料算定区民税所得割額が 48,600 円以上 51,900 円未満である世帯		0	7,200
D 2		保育料算定区民税所得割額が 51,900 円以上 60,100 円未満である世帯		0	8,800
D 3		保育料算定区民税所得割額が 60,100 円以上 68,100 円未満である世帯		0	10,000
D 4		保育料算定区民税所得割額が 68,100 円以上 86,100 円未満である世帯		0	16,500
D 5		保育料算定区民税所得割額が 86,100 円以上 104,100 円未満である世帯		0	20,400
D 6		保育料算定区民税所得割額が 104,100 円以上 122,100 円未満である世帯		0	23,000
D 7		保育料算定区民税所得割額が 122,100 円以上 140,100 円未満である世帯		0	25,300
D 8		保育料算定区民税所得割額が 140,100 円以上 158,100 円未満である世帯		0	27,300
D 9		保育料算定区民税所得割額が 158,100 円以上 176,100 円未満である世帯		0	29,500
D 10		保育料算定区民税所得割額が 176,100 円以上 194,100 円未満である世帯		0	31,300
D 11		保育料算定区民税所得割額が 194,100 円以上 212,100 円未満である世帯		0	33,200
D 12		保育料算定区民税所得割額が 212,100 円以上 230,100 円未満である世帯		0	34,800
D 13		保育料算定区民税所得割額が 230,100 円以上 248,100 円未満である世帯		0	36,700
D 14		保育料算定区民税所得割額が 248,100 円以上 257,100 円未満である世帯		0	38,200
D 15		保育料算定区民税所得割額が 257,100 円以上 266,100 円未満である世帯		0	39,800
D 16		保育料算定区民税所得割額が 266,100 円以上 275,100 円未満である世帯		0	41,300
D 17		保育料算定区民税所得割額が 275,100 円以上 284,100 円未満である世帯		0	42,900
D 18		保育料算定区民税所得割額が 284,100 円以上 329,100 円未満である世帯		0	46,500
D 19		保育料算定区民税所得割額が 329,100 円以上 374,100 円未満である世帯		0	52,400
D 20		保育料算定区民税所得割額が 374,100 円以上 419,100 円未満である世帯		0	57,500
D 21		保育料算定区民税所得割額が 419,100 円以上 529,000 円未満である世帯		0	61,600
D 22		保育料算定区民税所得割額が 529,000 円以上 693,600 円未満である世帯		0	61,700
D 23		保育料算定区民税所得割額が 693,000 円以上 1,056,600 円未満である世帯		0	61,800
D 24		保育料算定区民税所得割額が 1,056,600 円以上である世帯		0	61,900

※令和 7 年 4 月から令和 7 年 8 月までは、令和 5 年度分特別区民税所得割額及び均等割額を適用し、令和 7 年 9 月から令和 8 年 8 月までは、令和 7 年度分特別区民税所得割額及び均等割額を適用します。

※多子世帯の場合、第 2 子以降は無料となります。

※保育料の年齢は、令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢となります。

※令和 7 年 9 月より認可保育施設に在籍しているお子さまの保育料は無償となりました。
無償となるのは基本保育料のみです。延長保育の利用料等は無償化の対象外となります。

〔延長保育料〕

- ・ 区立延長保育料（平成 14 年改定）

月額 4,000 円 日額 400 円（月額・日額共に A・B 階層は免除となります）

※ 1 日単位（スポット）利用は平成 13 年 4 月より開始。

- ・ 私立延長保育料

自主事業により各保育園が定める金額となります。

【年齢別保育所入所児の状況】

(各年度4月1日現在)

年度	区 分	施設数	定 員	年 齢 別 在 籍 人 員					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計
28	区 立	19	2,026	186	317	367	393	798	2,061
	公設民営	3	314	33	50	56	59	126	324
	私 立	25	2,047	205	343	365	342	501	1,756
	計	47	4,387	424	710	788	794	1,425	4,141
29	区 立	19	2,026	168	355	372	416	791	2,102
	公設民営	2	215	21	30	37	43	86	217
	私 立	39	2,768	289	477	503	498	657	2,424
	計	60	5,009	478	862	912	957	1,534	4,743
30	区 立	19	1,979	186	299	350	408	789	2,032
	公設民営	2	215	21	31	37	43	84	216
	私 立	52	3,380	325	607	594	575	876	2,977
	計	73	5,574	532	937	981	1,026	1,749	5,225
元	区 立	19	1,979	175	301	336	417	787	2,016
	公設民営	2	215	21	31	37	43	88	220
	私 立	59	3,881	356	687	713	637	1,069	3,462
	計	80	6,075	552	1,019	1,086	1,097	1,944	5,698
2	区 立	19	1,979	163	296	332	395	796	1,982
	公設民営	2	215	19	30	36	43	88	216
	私 立	65	4,142	329	725	795	728	1,217	3,794
	計	86	6,336	511	1,051	1,163	1,166	2,101	5,992
3	区 立	18	1,878	138	280	314	381	720	1,833
	公設民営	2	215	21	31	37	43	83	215
	私 立	69	4,528	312	729	822	801	1,348	4,012
	計	89	6,621	471	1,040	1,173	1,225	2,151	6,060
4	区 立	17	1,771	140	267	290	335	636	1,668
	公設民営	2	215	15	31	36	39	89	210
	私 立	73	4,808	287	765	819	801	1,476	4,148
	計	92	6,794	442	1,063	1,145	1,175	2,201	6,026
5	区 立	16	1,652	95	247	270	296	605	1,513
	公設民営	2	215	16	31	33	40	82	202
	私 立	75	4,970	306	809	840	822	1,555	4,332
	計	93	6,837	417	1,087	1,143	1,158	2,242	6,047
6	区 立	16	1,652	97	244	273	300	585	1,499
	公設民営	2	215	17	30	35	39	82	203
	私 立	75	4,843	251	764	877	809	1,546	4,247
	計	93	6,710	365	1,038	1,185	1,148	2,213	5,949
7	区 立	16	1,666	108	250	278	290	574	1,500
	公設民営	2	215	14	31	37	38	76	196
	私 立	74	4,783	276	762	830	809	1,543	4,220
	計	92	6,664	398	1,043	1,145	1,137	2,193	5,916

29. 小規模保育事業 保育課

小規模保育事業は、比較的小規模で、家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施する事業です。 保育人数が6人から19人で、0歳～2歳の子どもの保育することが特徴です。

【小規模保育事業一覧表】 (令和7年4月1日現在)

名 称		所 在 地	電 話	定員	0歳	1歳	2歳
A型	このえ駒込小規模保育園	駒込3-3-16 サンハイツ駒込1F	(5972)4990	11人	3人	4人	4人
	ドリームキッズすがも保育園	巣鴨3-22-11 ベリエステ巣鴨1F	(5980)7651	12	2	5	5
	みんなのみらい巣鴨園	巣鴨5-23-8 ソシエ巣鴨1F	(5972)1224	12	4	5	3
	みんなのみらい大塚園	南大塚3-32-1 大塚S&Sビル1F 101号	(6912)9960	12	4	6	2
	南大塚早樹保育園	南大塚3-41-10 上の台レジデンス1F	(5927)9006	12	2	5	5
	ドリームキッズかみいけ保育園	上池袋2-9-8 野本ビル1F	(6903)4674	10	3	4	3
	東池袋早樹保育園	東池袋2-13-7 東急ドエル・アルス大塚台1F	(6907)3547	12	2	5	5
	ドリームキッズにし池袋保育園	西池袋5-17-11 ルート西池袋ビル1F	(6907)3998	19	4	8	7
	やまのみ池袋保育園	西池袋5-26-16	(6905)8730	19	4	7	8
	イルカ保育園	池袋2-15-2 武蔵屋第二ビル1F	(5391)3818	12	3	5	4
B型	目白らるスマート保育所	高田3-20-1 斉藤ビル1F	(6907)1791	12	2	5	5
	北大塚すくすくルーム	北大塚3-18-19	(3910)8533	9	2	4	3
C型	子ごころ園 西池袋	確認中	確認中	6	1	2	3
	長崎すくすくナーサリー	長崎5-9-15 ベルメゾン長崎105号	(3974)3335	9	1	5	3

30. 家庭的保育事業 保育課

家庭的保育事業は、家庭的保育者が、家庭的な雰囲気の中で、少人数のお子さんを対象にきめ細やかな保育をする事業です。

【家庭的保育事業一覧】 (令和7年4月1日現在)

	名 称	定員	0歳	1歳	2歳
1	高田チャイルドルーム	5人	0人	0人	5人
2	要町ひよこ保育室	5	0	1	4

31. 認証保育所 保育課

〔事業開始：平成13年12月〕

認可保育所に準ずる施設として東京都の認証を受けた保育所に対して、区内に在住する児童の入所数に応じた運営費の助成を行っています。また、区内に一定の条件を満たす認証保育所を開設する場合に、施設改修経費を助成する

制度もあります。

平成23年度から、認証保育所利用者に対する保育料負担軽減補助を行っています。

【区内の認証保育所】 (令和7年4月1日現在)

名 称		所 在 地	電 話	定 員
A型	保育所まゐむ東池袋駅前園	東池袋4-21-1 アウルタワー1F	(3980)5511	30名
	ポピンズナーサリースクール池袋	池袋本町4-46-11 ブラウドシティ池袋本町1F	(5957)2145	32
	グローバルキッズEISインターナショナルプレスクール南長崎園	南長崎4-5-20 アイテラス落合南長崎3F	(3950)0405	40
B型	つくしんぼ保育所	北大塚1-11-19 ヴィラノア1F	(3949)7323	20
	あゆみ保育園	雑司が谷2-7-16	(3971)0972	19

32. 認可外保育施設等利用者への施設等利用費（国の制度） 保育課

〔事業開始：令和元年10月〕

幼児教育・保育の無償化対象施設等を利用した、保育の必要性の認定を受けた保護者に対して、3～5歳児クラスの児童は月額37,000円、0～2歳児クラスで非課税世帯の児童は月額42,000円を上限として補助金を交付してい

ます。
令和6年度から、認可外保育施設利用者に対する保育料負担軽減補助を行っています。

33. 私立幼稚園等園児保護者補助金 保育課

(1) 入園時補助金（区の制度）

入園時の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とし、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に補助金を交付しています。

【対象世帯】

所得の基準（区市町村民税所得割課税額）	補助金
所得割課税額 420,000円以下の世帯	50,000円

※納入した入園料の額が補助金額（50,000円）に満たない場合は、入園料の金額を補助。

【交付状況】

年 度	2	3	4	5	6
	千円	千円	千円	千円	千円
交 付 額	17,500	15,300	14,670	12,435	9,050
	件	件	件	件	件
件 数	350	306	294	249	181

(2) 園児保護者負担軽減補助金（都の制度）

幼児教育の振興と充実を図ることを目的とし、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に補助金を交付しています。

【対象世帯】

世帯 区分	所得の基準（上限額） （区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯、世帯区分2のうちひとり親世帯等	円 6,200	円 6,200	円 6,200
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、世帯区分3のうちひとり親世帯等	3,200		
3	所得割課税額 77,100円以下の世帯	1,800	1,800	
4	所得割課税額 211,200円以下の世帯			5,600
5	所得割課税額 256,300円以下の世帯			5,000
6	所得割課税額 256,300円を超える世帯			1,800

※ 第1子：同一世帯から1人就園の場合及び2人以上就園している場合の最年長者

※ 第2子：同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者

※ 第3子以降：同一世帯から3人以上就園している場合の第1子、第2子以外の幼児

※ ひとり親世帯：保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

ウ 身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害手帳の交付を受けた者（（在宅に限る。））

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（（在宅に限る。））

オ 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（（在宅に限る。））

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（（在宅に限る。））

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（（在宅に限る。））

ク その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの

【 交付状況 】

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	千円 27,433	千円 26,657	千円 26,931	千円 25,592	千円 24,884
件 数	件 1,593	件 1,546	件 1,514	件 1,553	件 1,303

(3) 園児保護者補助金（区の制度）

幼児教育の振興と充実を図ることを目的とし、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に、幼児1人について第1子

は月額6,000円、第2子以降は月額4,000～6,000円の補助金を交付しています。（所得制限なし）

【 交付状況 】

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	千円 54,231	千円 51,526	千円 51,413	千円 49,805	千円 58,522
件 数	件 1,369	件 1,307	件 1,327	件 1,290	件 1,250

(4) 施設等利用費（国の制度）令和元年10月から

当該年度内に保護者が納入した入園料・保育料につき、月額25,700円を上限として補助金を交付しています。

（所得制限なし）

【 交付状況 】

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	千円 481,240	千円 451,623	千円 434,588	千円 405,491	千円 343,045
件 数	件 1,952	件 1,543	件 1,473	件 1,347	件 1,142

34. 特定教育・保育施設特定負担額補助金 保育課

子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園に在籍する園児保護者が特定負担額を支払った場合、補助金を交付する。

(1) 入園料相当（国の制度）

当該年度に私立幼稚園等に入園した場合、納入した入園料の一部に対し幼児の保護者に補助金を交付しています。

【 対象世帯 】

所得の基準（区市町村民税所得割課税額）	補助金
所得割課税額 420,000円以下の世帯	50,000円

※入園に係る保護者負担額が補助金額（50,000円）に満たない場合は、負担額の金額を補助。

(2) 入園料相当を除く（都及び区の制度）

私立幼稚園等に在籍する園児の保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く、教育・保育の質の向上を図るための費用）の一部に対し幼児の保護者に補助金を交付しています。

【対象世帯】

世帯 区分	所得の基準（上限額） （区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯、世帯区分2のうちひとり親世帯等	円 12,200	円 12,200	円 12,200
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、世帯区分3のうちひとり親世帯等	9,200	10,200	10,200
3	所得割課税額 77,100 円以下の世帯	7,800	7,800	10,200
4	所得割課税額 211,200 円以下の世帯	7,800	7,800	9,600
5	所得割課税額 256,300 円以下の世帯	7,800	7,800	9,000
6	所得割課税額 256,300 円を超える世帯	7,800	7,800	7,800

【交付状況】

年 度		2	3	4	5	6
(1) 入園料相当	交 付 額	千円 3,550	千円 4,030	千円 3,452	千円 3,648	千円 4,900
	件 数	人 71	人 81	人 70	人 73	人 98
(2) 入園料以外	交 付 額	千円 16,840	千円 17,714	千円 17,954	千円 16,867	千円 27,949
	件 数	人 366	人 349	人 341	人 357	人 498

35. 外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金 学務課

外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者の授業料負担を軽減するために児童・生徒1人について月額6,000円の補助金を交付しています。（所得制限なし）

【対象者】

外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者であり、豊島区の住民基本台帳等に記載されている外国人住民であって、授業料を納入したもの。

【交付状況】

年 度	2	3	4	5	6
交 付 額	千円 7,530	千円 7,572	千円 7,566	千円 7,764	千円 7,920
件 数	人 212	人 215	人 222	人 222	人 231

36. 放課後対策事業（子どもスキップ） 教育委員会

〔事業開始：平成16年4月〕

小学校施設等を活用し、全児童を対象とする育成事業と学童クラブを総合的に展開する事業です。

放課後や学校休業日に、子どもの安全安心な居場所とし

て、遊び・交流・学びあいの機会と場を豊かにし、児童の健全育成に資することを目的としています。

(1) 施設の概要

(令和6年4月1日現在)

	名称	実施時期	実施形態	住所	電話
1	子どもスキップ 仰 高	平成22年 4月	敷 地 内 型	豊島区駒込 5-1-19	3949-1307
2	子どもスキップ 駒 込	平成19年 4月	校 舎 内 型	豊島区駒込 3-13-1	3915-2411
3	子どもスキップ 巢 鴨	平成17年 4月	校 舎 内 型	豊島区南大塚 1-24-10	3944-4531
4	子どもスキップ 清 和	平成21年 4月	隣 接 型	豊島区巢鴨 3-13-12	3910-5417
5	子どもスキップ 西巢鴨	平成17年 4月	隣 接 型	豊島区西巢鴨 2-14-11	3915-2301
6	子どもスキップ 豊 成	平成25年11月	敷 地 内 型	豊島区上池袋 1-18-24	3940-4735
7	子どもスキップ 朋 有	平成19年 2月	敷 地 内 型	豊島区東池袋 4-40-1	3987-6904
8	子どもスキップ 朝 日	平成17年 7月	校 舎 内 型	豊島区巢鴨 5-33-1	3940-6068
9	子どもスキップ 池袋第一	平成20年 4月	校 舎 内 型	豊島区上池袋 4-28-1	3916-3441
10	子どもスキップ 池袋本町	平成28年 8月	校 舎 内 型	豊島区池袋本町 1-43-1	3988-5176
11	子どもスキップ 池袋第三	平成19年 4月	敷 地 内 型	豊島区西池袋 3-14-3	5952-0755
12	子どもスキップ 池 袋	平成25年10月	校 舎 内 型	豊島区池袋 4-23-8	3988-5254
13	子どもスキップ 南池袋	平成16年 4月	隣 接 型	豊島区南池袋 3-5-12	3981-5460
14	子どもスキップ 高 南	平成18年 4月	敷 地 内 型	豊島区高田 2-12-7	3987-1877
15	子どもスキップ 目 白	平成26年10月	校 舎 内 型	豊島区目白 2-11-6	3983-6714
16	子どもスキップ 長 崎	平成22年 4月	校 舎 内 型	豊島区長崎 2-6-3	5995-6025
17	子どもスキップ 要	平成24年 4月	敷 地 内 型	豊島区要町 2-3-20	3974-7397
18	子どもスキップ 椎名町	平成20年 4月	校 舎 内 型	豊島区南長崎 4-30-5	3953-6451
19	子どもスキップ 富士見台	平成18年 4月	校 舎 内 型	豊島区南長崎 1-10-5	3565-2955
20	子どもスキップ 千 早	平成27年 4月	校 舎 内 型	豊島区千早 3-33-5	3974-1665
21	子どもスキップ 高 松	平成17年 4月	校 舎 内 型	豊島区高松 2-57-22	3974-1020
22	子どもスキップ さくら	平成17年 7月	校 舎 内 型	豊島区長崎 6-16-1	3956-8177

(2) 事業の概要

教育課程 実 施 日	学童クラブ	授業終了後～18時 (延長利用～19時 有)
	一般利用	当該小学校の放課後～18時
学 校 休 業 日	学童クラブ	9時～18時 (8時15分～9時前利用 有) (延長利用～19時 有)
	一般利用	9時～18時

①利用時間 ※土曜日は年間を通じ、17時まで

②休 業 日：日曜日、国民の祝日、年末年始

③活動場所：子どもスキップ内の施設、小学校の校庭、
体育館等

④対象児童：豊島区在住の小学生及び当該小学校在校児童

⑤一般利用の利用形態

ア. 一度帰宅してから利用

イ. 帰宅せずに直接利用（保護者との約束が必要）

※除外日あり

(3) 利用の実績

年 度	2	3	4	5	6
学童クラブ利用児童数	301,787人	412,258人	469,620人	458,567人	448,328人
一 般 利 用 児 童 数	390	3,395	56,411	131,244	158,304

人数は延べ人数

(4) 施設の概要

(令和6年4月1日現在)

	学 童 ク ラ ブ 名	設 置 場 所	電 話	対象児童の主な在学小	開 設 年 月
1	仰高学童クラブ	子どもスキップ 仰高内	3949-1307	仰 高 小 学 校	平成22年 4月
2	駒込学童クラブ	子どもスキップ 駒込内	3915-2411	駒 込 小 学 校	平成19年 4月
3	巣鴨学童クラブ	子どもスキップ 巣鴨内	3944-4531	巣 鴨 小 学 校	平成17年 4月
4	清和学童クラブ	子どもスキップ 清和内	3910-5417	清 和 小 学 校	平成21年 4月
5	西巣鴨学童クラブ	子どもスキップ 西巣鴨内	3915-2301	西 巣 鴨 小 学 校	平成17年 4月
6	豊成学童クラブ	子どもスキップ 豊成内	3940-4735	豊 成 小 学 校	平成25年11月
7	朋有学童クラブ	子どもスキップ 朋有内	3987-6904	朋 有 小 学 校	平成19年 2月
8	朝日学童クラブ	子どもスキップ 朝日内	3940-6068	朝 日 小 学 校	平成17年 7月
9	池袋第一学童クラブ	子どもスキップ 池袋第一内	3916-3441	池袋第一小学校	平成20年 4月
10	池袋本町学童クラブ	子どもスキップ 池袋本町内	3988-5176	池袋本町小学校	平成28年 8月
11	池袋第三学童クラブ	子どもスキップ 池袋第三内	5952-0755	池袋第三小学校	平成19年 4月
12	池袋学童クラブ	子どもスキップ 池袋内	3988-5254	池 袋 小 学 校	平成25年10月
13	南池袋学童クラブ	子どもスキップ 南池袋内	3981-5460	南 池 袋 小 学 校	平成16年 4月
14	高南学童クラブ	子どもスキップ 高南内	3987-1877	高 南 小 学 校	平成18年 4月
15	目白学童クラブ	子どもスキップ 目白内	3983-6714	目 白 小 学 校	平成26年10月
16	長崎学童クラブ	子どもスキップ 長崎内	5995-6025	長 崎 小 学 校	平成22年 4月
17	要学童クラブ	子どもスキップ 要内	3974-7397	要 小 学 校	平成24年 4月
18	椎名町学童クラブ	子どもスキップ 椎名町内	3953-6451	椎 名 町 小 学 校	平成20年 4月
19	富士見台学童クラブ	子どもスキップ 富士見台内	3565-2955	富士見台小学校	平成18年 4月
20	千早学童クラブ	子どもスキップ 千早内	3974-1665	千 早 小 学 校	平成27年 4月
21	高松学童クラブ	子どもスキップ 高松内	3974-1020	高 松 小 学 校	平成17年 4月
22	さくら学童クラブ	子どもスキップ さくら内	3956-8177	さ くら 小 学 校	平成17年 7月

(5) 学童クラブ利用状況

年 度	2	3	4	5	6
学童クラブ数	22クラブ	22クラブ	22クラブ	22クラブ	22クラブ
利 用 児 童 数	301,787人	412,258人	469,620人	458,567人	448,328人

人数は延べ人数

37. 中高生センター（ジャンプ） 子ども若者課

〔事業開始：平成 19 年 4 月〕

中高生センター「ジャンプ」は中高生が作る中高生のための居場所です。

中高生等が自主的に音楽・芸術・スポーツ活動、友だちとの情報交換など様々な選択肢を用意しています。職員は中学生・高校生の自主的な活動を支援しています。

ジャンプ東池袋では、スタジオでのバンド練習の他、卓

球や、ビリヤード、ダンス等ができるホールや、バスケット等ができる屋上があります。

ジャンプ長崎では、個別に仕切られた学習室、料理やお菓子作りができるクッキングスタジオ、バンド練習やダンス等の練習ができる音楽スタジオがあります。

(1) 施設の名称

名 称	実施期間	住 所	電 話
ジャンプ東池袋	平成 19 年 4 月～	東池袋 2-38-10 2 階	3971-4931
ジャンプ長崎	平成 24 年 4 月～	長崎 2-24-13	3972-0035

(2) 事業の内容

① 事業の内容

- ・センターの施設及びその備えつけの器具類の公開利用
- ・中高生等の遊びの指導及び心身の健全な育成
- ・中高生等文化及び芸術活動
- ・中高生等の体力増進
- ・中高生等の相談事業
- ・中高生等に係る情報の提供
- ・地域組織等との連携、協力及び交流

② 利用時間

月曜日から金曜日
午前 10 時～午後 8 時まで
ただし、中学生は午後 7 時まで
土曜日・日曜日
午前 10 時～午後 6 時まで

③ 休 業 日

国民の祝日、年末年始

④ 利用対象者

区内在住・在学の中高生など

(3) 利用の実績

年 度	2	3	4	5	6
		人	人	人	人
中 学 生	11,815	17,408	16,835	12,147	20,685
高 校 生	6,947	7,446	10,622	12,893	16,006
計	18,762	24,854	17,457	25,040	36,691

